

京葉銀カード加盟店規約（通信販売[含 EC]用） 改定箇所

(2025 年 4 月改定)

改定前	改定後
<p>第 19 条（信用販売の責任） 加盟店は、第 10 条乃至第 17 条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 28 条の規定に従うものとします。</p>	<p>第 19 条（信用販売の責任） 加盟店は、第 10 条ないし第 18 条に定める手続きによらず信用販売を行った場合、加盟店が一切の責任を負うものとし、当社の申出により第 28 条の規定に従うものとします。</p>